

令和8年7月1日

てん菜作付者 各位

芽室町農林課長

令和8年度てん菜作付奨励総合対策事業助成金の交付申請について（通知）

令和8年度から令和11年度（4輪作）の期間において実施する標記助成金について、令和8年度の交付申請を受付しますので、下記のとおりお手続きをお願いします。

記

1 対象者

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法人であって、飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち18%以上30%未満の割合でてん菜を作付したものの。

2 提出期限

令和8年7月31日（金） 期限厳守

※提出期限を過ぎた場合は交付できませんので御注意ください。

3 申請方法

（1）WEB フォームでの申請（下記のアドレス、またはQRコードを読み込み回答）

<https://logoform.jp/f/7ow7R>

（2）助成金交付申請書を直接持参またはメール、FAXで提出

芽室町ホームページの農林課の「農業関係者のみなさまへ」から助成金交付申請書（第1号様式）をダウンロードいただけます。

【提出先】芽室町役場庁舎2階 農林課

メールアドレス：n-kikaku@memuro.net

FAX:0155-62-3757

（3）Web フォームでの申請及び申請書のダウンロードが難しい場合は、お電話ください。



4 その他

事業の概要は裏面を御覧ください。

5 問合先

芽室町農林課農林企画係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-kikaku@memuro.net

（農林企画係）

てん菜作付奨励総合対策事業

町では、近年のてん菜作付減少に歯止めをかけ、適正輪作体系の維持、製糖工場を有する本町経済、他産業の発展のため、平成 26 年度から支援事業を実施してきました。輪作体系の適正化を目的に令和 4 年度から令和 7 年度の期間で実施してきた助成内容の見直しと変更を行い、令和 8 年度から令和 11 年度（4 輪作）の期間で新たな支援策を実施します。

1 助成金の対象者と取組と金額

・適正な輪作体系作付助成事業

芽室町において、てん菜を作付する農業者及び町内に事業所を有する法人であって、飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち **18% 以上 30%未満**の割合で、てん菜を作付した場合に、てん菜作付による適正な輪作体系と判断し、てん菜の作付面積に対し、10a あたり **950 円**を助成する。

例) ①てん菜の作付面積が 7.58ha（758a）

飼料用作物を除く作付面積が 30.50ha（3,050a）

$758a \div 3,050a \times 100 = 24\%$ （助成対象）

$@950 \text{ 円}/10a \times 758a = 72,010 \text{ 円}$

②てん菜の作付面積が 7.58ha（758a）

飼料用作物を除く作付面積が 50.50ha（5,050a）

$758a \div 5,050a \times 100 = 15\%$ （助成対象外）

※小数点以下切り捨て

※酷暑等による防除回数の増加や物価高騰の状況を鑑み、支援単価を 650 円/10a から 950 円/10a に見直しました。

※作付面積での助成金算定となりますので、種子、苗、床土等の購入伝票の提出は必要ありません。

※風害等で2度播種をした場合でも、2倍の助成金とはなりませんので御了承ください。